

受講契約書

以下、書面の内容をよくお読みいただき署名をお願いいたします。

株式会社物販総合研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲のコンサルティングに関する業務等の受講及びサービスに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的、基本原則）

- 1 甲は、乙から申込みのあったスクールに関するプラン、その他これに付帯する業務（以下「本件業務」という。）を提供し、乙はこれを受講する。
- 2 甲及び乙は、法令を遵守しかつ信義誠実の原則に従って誠実に本契約を履行する。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの13ヶ月とする。

- 2 クーリング・オフについて

乙は、本契約において、受講契約書、クーリングオフ書面を受領より8日間を経過するまでに、別紙のとおり、書面又は電磁的記録により本契約の解除及び返金請求をすることができる。

- 3 全額返金保証について

乙は、第2項のクーリングオフとは別に、本契約において、スクール開始日 年 月 日から3ヶ月後である 年 月 日より14日を経過するまでに、別紙のとおり書面又は電磁的記録により本契約の解除及び返金請求をすることができる。

- 4 全額返金保証の条件について

乙は、本契約において、第3項の全額返金保証を適用するにあたり、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 第3項記載の返金請求期間内に返金依頼を行わなければならない。

(2) 毎月の課題である月報の提出を行わなければならない。

**※月報の提出は会員サイト記載の期間内に提出することにより条件達成となります。
提出期限を過ぎての提出は未達成となります。**

予め会員サイトより提出期限をご確認ください。

(3) スクール期間中に重複なく100社にメールを送り、取引ができたメーカーの商品を10商品出品しなければならない。

(4)過去に物販総合研究所が提供するスクールの受講経験がある場合、当該受講スクールにて全額返金保証その他これに類する返金保証制度を利用したことがないこと（クーリングオフを除く）。

条件を全て満たしていない場合は、全額返金保証の対象外とし、当社は一切の返金を行わないものとする。

5 全額返金保証の申請について

会員サイト記載の方法で退会申請フォームを取得し申請となります。

申請の際は、当社全額返金保証面談担当者と面談を行った上で申請フォームの取得となります。

※全額返金保証面談は全額返金保証の条件を満たしている方にのみ面談リンクをご案内させていただきます。本スクール講師・サポート講師等のノウハウ提供者との面談とは異なります。

全額返金保証対象外の方（条件未達または期間外）が面談の申請をいただいた場合面談をキャンセルとさせていただきます。

6 全額返金保証返金時期

第5項で取得した申請フォームより申請到着後の秘密保持契約書署名日より3ヶ月後の月末に当該講座についての受講料金を返金とする。

クーリングオフ・全額返金保証のご案内

1. お客様は、本契約におきまして、受講契約書を受領より8日間を経過するまではクーリングオフとして（以下、「クーリングオフ」といいます）また、スクール開始日、 年 月 日から3ヶ月後である 年 月 日より14日間を経過するまでは全額返金保証として（以下、「全額返金保証」といいます。）、書面（書留、内容証明等）又は電磁的記録（電子メール等）により、契約の解除を行うことができ、その効力は、書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。（全額返金保証適応条件に関しては受講契約書中、第2条第2項第3項第4項もご参照ください）。
2. クーリングオフまたは全額返金保証の場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取に要する費用や、移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、その全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。また、役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価を請求されることはありません。
※弊社へお支払い頂いた料金のみご返金を行わせていただきます。
例）Amazon大口登録料金、アカウント発行する際に発行した証明書等の発行費用等、他社へお支払い頂いた料金に関しましては弊社での返済義務は発生いたしませんので、予めご了承下さい。
3. 上記クーリングオフまたは全額返金保証の行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフまたは全額返金保証を行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフまたは全額返金保証妨害の解消のための書面が交付された日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリングオフまたは全額返金保証を行うことが可能です。
4. クーリングオフまたは全額返金保証の際は、書面又は電磁的記録に明示する。
電子的記録の場合は、会員サイト記載の方法で退会申請フォームを取得し申請をお願いいたします。書面での申請の場合は、下記記載の上申請をお願いいたします。
 - 1 ご契約者氏名、ご住所、電話番号
 - 2 契約日
 - 3 受講したスクール及びプラン名
 - 4 契約を解除する旨の文言

クーリングオフまたは全額返金保証についてのお問い合わせは、当社サポートスタッフとのチャットにてお願いいたします。

第3条（受講料金の支払）

乙は、以下のスクールを受講し、その受講料金を支払うものとする。

スクール名：差別化物販戦略塾

プラン：プレミアムプラン

スクール期間：13ヶ月

サポート内容

個別チャットサポート【回数無制限、土日祝除く】

■スクール専用サイト

差別化物販戦略マニュアル

セミナー動画コンテンツ

差別化物販戦略ロードマップ

パソコン初心者向けコンテンツ

7日間チャレンジ

メーカー&卸交渉事例集

Amazonで需要のあるキーワード50選

■WEBセミナー & 交流会

WEBセミナー【月1回】

※参加できなくても録画を配信します（グルコンのみ）

WEBグルコン or WEB交流会（月1回）

※開催日程に関しては個別にご連絡いたします。当日参加できなくても録画を配信します。

オフライン企画【3~5ヶ月に1回ほど】

※不定期開催となります

※交通費・宿泊費・食費はお客様負担となります。

※新型コロナウイルスの影響で対応が変更になる場合があります。

■メーカー物販を加速させるための12個の特典

- ・儲かる仕入れ先リスト50社
- ・メーカー卸交渉事例集
- ・メーカーへの交渉プレゼン資料
- ・電話交渉の実演音声
- ・メーカー仕入れ関係構築交渉メソッド
- ・展示会仕入れ攻略マニュアル&交渉音声
- ・OEMへのステップアップコンテンツ
- ・Amazon新規ページ作成チェックリスト
- ・Amazon広告運用マニュアル
- ・物販ビジネスリスク事例集
- ・過去セミナー動画
- ・その他テンプレート

■プレミアム限定

- ・ZOOMコンサルティング【月1回1時間程度】
- ・個別対面コンサルティング

※期間中2回までzoomコンサルティングの代わりに対面コンサルへ変更が可能

対面の場合：静岡県浜松市

PCを横で一緒に見ながらリサーチの進め方のチェックや交渉した内容のチェック、現状の悩みや課題をお伺いしそれを解決できるようアドバイスさせていただきます。

- ・プレミアム限定グループチャットへご招待
- ・時間管理&行動管理コンサルティング
- ・HIRAIさんの会社訪問権利
- ・ビジネスパートナー特約
- ・交渉代行&交渉同伴権利

期間中：交渉代行2回、交渉同伴1回

メーカーから仕入れを行う際の交渉を代行いたします訪問が必要な時は同伴もいたします。

※交渉代行・同伴時の交通費は実費負担になります

- ・Amazonで需要のある検索キーワード一覧の追加

スタンダードプランの50個に追加で、50個追加の合計100キーワードを公開します。

- ・船原さんの個別コンサル【期間中1回：1時間程度】

■成果を作る安心保証サポート

1年間で累計300万円の売上を達成できなかった場合、300万円売上到達まで最大6ヶ月間の延長サポートします。

※成果を作る安心保証サポートでの延長期間は、スクール期間には含まれません。

サポート内容

zoomコンサル（5回）と個別チャットサポートにてしっかりサポートします！※今期の新規参加者・継続参加者の全員が対象となります

条件

- ・2週間に1回の宿題コミットメントシートの提出
- ・月1の成果報告（よかった点、課題、今月の目標）

※上記を実行し、行動している方のみが対象となります

■先着特典

・【特別実施】新規入会者向けフォローアップセミナー
通常セミナーとは別で+1回実施いたします

- ・【特別実施】初回カウンセリング

あなたの稼ぎを劇的に変える30分zoom（期間中1回）

プレミアムプランの方は通常zoomとは別で+1回受けられます

- ・スクール期間1ヶ月延長

（スクール開始時期： 年 月 日）

受講料金：1,020,000円（税込）

支払方法：銀行振込（一括）

第4条（サービスの提供）

1 甲は、乙が受講の際に乙の指定するコース掲載のサービスのみを指定する技術、時間、方法によって提供をするものとする。

2 乙は、甲の指導のもとマニュアルに従い受講しなければならない、甲の事前の書面による承諾なくマニュアルを改変してはならない。

第5条（秘密保持）

1 甲（乙）は、本契約の遂行に際して乙（甲）より開示の受けた乙の営業上・技術上の情報（以下、「秘密情報」という。）について善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持する義務があり、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。

2 乙は、退会や解約に基づき、本契約が早期に終了した場合は、受領した「秘密情報」にかかる情報媒体（記録メディア媒体、複製物を含む）、物品及びそれらの複製品等を直ちに返却または甲の指示に従い破棄しなければならない。

3 乙は、甲より提供の受けたマニュアル及びノウハウ、その他本契約に基づいて知り得た甲の営業上情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。また、これを第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

4 本条の規定は、本契約期間中のみならず、本契約終了後も、第三者に開示・漏洩してはならない。

5 前項の秘密保持義務は、次の各号に該当することを証明できる情報については適用されない。

- （1）開示を受けた時点で、既に公知となっている情報。
- （2）開示を受ける前から、受領者が保有していた情報。
- （3）開示後に、受領当時者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
- （4）法令に基づき開示を強制された情報。

6 本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

第6条（権利の侵害）

乙は、本件業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自己の責任と負担においてすべて処理・解決するものとする。

第7条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡すること、もしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第8条（契約の解除）

1 乙につき、次の各号の一に該当する事由が発生した時は、甲は乙に対して何らかの通知催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにも関わらず、当該期間内に是正がされない場合。

(2) 受講申込において、虚偽の申告を行なったことが判明した場合。

(3) 営利又はその準備を目的とした行為その他甲又は主催会社が別途禁止行為として指定する行為を行なった場合。

(4) 受講者について破産、民事再生その他の倒産手続の申立てがあった場合。

(5) 本契約に違反した場合。

(6) 疾病、傷害その他により、医師の診断又は加療を要する状態であると弊社が認めた場合。

(7) 本講座期間中に弊社の定めたスケジュールに従って行動をしない場合。

(8) 受講者として不適切な行為が認められた場合、その他本契約を継続し難い重要な事由があると判断される場合。

第9条（本契約についての責任）

1 甲は、故意又は過失に基づく場合を除き、本契約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害及び逸失利益について何ら損害責任を負わない。

2 理由如何を問わず、受講者が、弊社又は主催会社その他本講座の開催場所に物件を残置し、当該本講座終了後1ヶ月以内に主催会社に定める手続きにより返還を請求しなかった場合、弊社及び主催会社は受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとする。

第10条（協議、規定外事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙協議のうえ誠意をもって円満に解決をあたるものとする。

第11条（準拠法）

本契約の有効性、解釈及び履行については日本法に従って解釈されるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

(甲)

〒220-0012

神奈川県横浜市西区

みなとみらい三丁目7-1

オーシャンゲートみなとみらい8階

電話番号：045-900-1510

株式会社物販総合研究所

代表取締役 船原徹雄



(乙)